外国為替及び外国貿易法	外国為替令	財務省告示
(定義) 第六条 この法律又はこの法律に基づく命令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一~九 (略) 十 「貴金属」とは、金の地金、金の合金の地金、流通していない金貨その他金を主たる材料とする物をいう。 とする物をいう。 (を公手投等の輸出人)	(支払手投等の輸出入の许可)	→ 本国為替及び本国貿易去第十九条第二頁の規定で
(支払手段等の輸出入) 第十九条 (略) 2 財務大臣は、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定の確実な実施を図るため必要があるときな、貴金属を輸出し又は輸入しようとする居住者又は非居住者に対し、政令で定めるところにより、許可を受ける義務を課することができる。 3 (略) 第	第八条 財務大臣は、法第十九条第一項又は第二項の第八条 財務大臣は、法第十九条第一項又は第二項の規定に基づき居住者又は証券若しくは貴金属(以下「支払手段等」という。)の輸出又は輸入について告示により、その許可を受けなければならない支払告股の輸出又は輸入を指定してするものとする。2・3 (略)	● 外国為替及び外国貿易法第十九条第二項の規定に 基づく財務大臣の許可を受けなければならない貴金 基づく財務大臣の許可を受けなければならない貴金 属の輸出又は輸入を指定する件(平成十八年十一月 財務省告示第四百四十三号) 外国為替令(昭和五十五年政令第二百六十号)第八 条第一項の規定に基づき、外国為替及び外国貿易法 (昭和二十四年法律第二百二十八号)第十九条第一項 の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならな の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならな の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならな 一居住者又は非居住者による北朝鮮を仕向地とする 貴金属(外国為替及び外国貿易法第六条第一項第十 号に規定する貴金属をいう。以下同じ。)の輸出若 しくは北朝鮮を原産地若しくは船積地域とする貴金 同の輸入。ただし、別表第一上欄に掲げる者が本邦 から出国し、又は本邦へ入国する際、同表下欄に掲 がるものとして貴金属を本人が携帯し、又は税関に がるものとして貴金属を本人が携帯し、又は税関に

二の居住者又は非居住者による貴金属の輸出又は輸入場合を除く。 申告の上別送して、輸出し、又は輸入しようとする

- 居住者又は非居住者による貴金属の輸出又は輸入をおうる目的で行うもの居住者の制ので行うもの居住者の制ので行うものを対象となる北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又は行動として外務大臣が定めるもの(国際連合安全保障理事会決議に基づく資産の移転等の防止措置はその他の大量破壊兵器関連の計画又は活動に貢献した。他の大量破壊兵器関連の計画又は活動に貢献した。という、北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又は一個の大量破壊兵器関連の計画とは活動に貢献した。
- 送して、輸出しようとする場合を除く。して貴金属を本人が携帯し、又は税関に申告の上別者が本邦から出国する際、同表下欄に掲げるものとする貴金属の輸出。ただし、別表第二上欄に掲げる居住者又は非居住者によるロシア連邦を仕向地と

居住者又は非居住者によるロシア連邦を原産地と居住者又は非居住者によるロシア連邦から積み出された金の地金、金の合機に掲げるものとして貴金属(令和四年八月一日以機にロシア連邦から積み出された金の地金、金の合物携帯し、又は税関に申告の上別後にロシア連邦から積み出されたものに限る。)の輸入。ただし、別する貴金属(令和四年八月一日以後にロシア連邦からまする場合を除く。

表 第 一

一時的に入国して出国すの目的をもって出国する者又は一大国して入国する者又は一大国はる者のに出国する者のに出国する者のに出国する者のに出国する者のに出国する者のに出国する者のに出国する者のに出国する者の						
(一時的に入国して出国する携帯品、職業住の目的をもって出国する携帯品又は職に出国して入国する者携帯品又は職時的に出国する者又は一時規帯品又は職			1		1	
引越荷物 フは職	(一時的に入国し	住の目的をもって出国す	に出国して入	的に入国する者又は一	に入国して出国する	に出国する者
	引越荷	帯品、職業			帯品又は職	

水住の目的をもって入国する者 (一時的に出国する者又は一時 携帯品又は職業的に入国して出国する者又は一時 携帯品又は職業的に入国して入国する者を除く。) 別表第三 「時的に入国する者又は一時 携帯品又は職業的に出国して入国する者 (一時的に出国して入国する 携帯品、職業用者 (一時的に出国して入国する 携帯品、職業用者 (一時的に出国して入国する 携帯品、職業用者 (一時的に出国して入国する 携帯品、職業用者 (一時的に出国して入国する 携帯品、職業用者 (一時的に出国して入国する 携帯品、職業用のに出国して入国する 規帯品、職業用者 (一時的に出国して入国する 規帯品、政政権物のに出国して入国する 規帯品、政政権物のに出国して入国する 規帯品、職業用者 (一時的に出国して入国する 規帯品、職業用者 (一時的に出国して入国する 規帯品、政政権物 入口、必要と認められる物をいう。																							
	設定し維	•	いう。ことを目的とし、カイ	- 「・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	л	一 「携帯品」とは、手荷物、化粧用品、	備考	る者を除く。)	者 (一時的に出国して入国す	永住の目的をもって入国する	国	一時的に入国する者又は一時	別表第三	る者を除く。)	者 (一時的に入国して出国す	永住の目的をもって出国する	的に入国して出国する者	一時的に出国する者又は一時	別表第二	する者を除く。)	る者(一時的に出国して入国	永住の目的をもって入国す	